

沿岸広域振興局長告示第12号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

令和3年3月12日

沿岸広域振興局長 森 達 也

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 大船渡綾里三陸線
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

区 間	新旧の別	敷地の幅員	延 長
大船渡市三陸町綾里字殿畑29番442地先から字舘ヶ森86番10地先まで	新	m 18.0~9.2	m 805.0
	旧	9.2~9.2	805.0

- 4 変更の区間を表示した図面を縦覧に供する場所及び期間

- (1) 場所 沿岸広域振興局土木部大船渡土木センター
- (2) 期間 令和3年3月12日から同年4月12日まで